

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、山形新幹線の終点である新庄駅を中心に陸羽東線と陸羽西線が交差し、道路では国道13号線と国道47号線が交差するなど、南北の交通と東西の交通が交わる要衝となっており、古くから「人とモノが行きかうまち」として栄えてきたところである。また、最上地域は、新庄市を中心に周辺の7町村に放射状に道路網が整備され、新庄市を中心とした経済圏が形成されている。平成27年の国勢調査によると最上地域の8市町村の人口は77,895人であるが、そのうち新庄市の人口は36,894人であることに加え、市の昼夜間人口比率においても1.1倍を超えるなど、定住自立圏構想の中心市として、最上地域の人口が集積し、最上地域全体の地域経済の中心的な役割を担っている。一方で、市の人口は日本創生会議の推計によると、2025年には32,058人、2040年には24,468人にまで減少することとされており、これからの人口減少社会への対策も必要であることから、平成27年度に新庄市総合戦略を策定し、地方創生に向けた事業にも取り組んでいるところである。

最上地域の産業構造は農業が中心の地域ではあるが、当市においては、昭和54年に「新庄横根山工業団地」の分譲を開始し、同59年には「新庄中核工業団地（全国9番目の中核工業団地）」の分譲を開始するなど、市の政策として、製造業の振興及び、企業の誘致を積極的に行った結果、両工業団地の概ね全ての区画に企業が進出しており、製造業の集積が大幅に進んでいる。

しかしながら、当市に立地した企業の多くは中小企業であり、近年、人口減少等を原因とする人材不足が顕在化するなど、将来の企業を支える担い手の確保が大きな課題となっている。この状況を放置すれば、これまで積み上げてきた当市の産業基盤が失われ、当市のみならず、最上地域全体における地域経済が衰退し、地域産業の継続が危機的状況となる恐れがある。

このような中、当市では「新製品開発事業費補助金」や「新庄みらいの担い手育成プロジェクト」等、市内中小企業の生産性を高め、魅力的な企業への成長を促すとともに、将来の担い手確保に向けた独自の取組を行っているところではあるが、現在のところ人材不足の課題が解消されていない。今後も最上地域の地域経済の中核として役割を果たすためには、市内中小企業の生産性を高め、強固な事業基盤を構築することで、次代の担い手となる若者が就職を希望するような、魅力的な企業に成長するための支援を行うことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入基本計画を策定し、市内中小企業における先端設備等の導入を促すことで、企業の生産性を高め、最上地域全体の地域経済の活性化につなげることを目指す。併せて次代の担い手となる若者が魅力的と考える企業に成長するための支援を行う。

これらの実現に向けて、計画期間において50件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者における労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市では、農業、製造業、サービス業等の様々な業種の中小企業が所在しており、当市のみならず最上地域全体の地域経済を支え、地域の雇用において大きな役割を担っていることから、全ての産業において生産性を向上していく必要がある。

このように、多様な産業における様々な設備投資を支援するため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全ての設備とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市では、農業の事業者は市内全域に所在し、製造業の事業者は工業団地を中心に所在し、サービス業の事業者は駅周辺や市街地を中心に所在するなど、市内の全域において事業が行われていることから、本計画における対象区域は、当市内の全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市で行われている産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市のみならず最上地域全体の地域経済や地域の雇用において大きな役割を担っているため、全ての産業において、多くの事業者の生産性を向上することが必要であることから、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IoTを活用した業務効率化、省エネの推進、企業間による海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画における対象事業は、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。